令和4年度第2次補正予算案「特定生活関連サービスインバウンド需要創出促進・基盤強化事業 費補助金」に係る補助事業者募集要領案(令和4年11月14日時点)

※本資料は、資料提供・意見募集にあたり作成した参考資料です。

令和 4 年 11 月 14 日 経済産業省 商務・サービスグループ サービス政策課 サービス産業室

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

ブライダル産業といった生活関連サービス業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大を契機として国内の事業環境が変化。本補助金は、特定生活関連サービス産業のインバウンド需要獲得に向けたビジネスモデルの構築等を行う事業(以下「間接補助事業」という。)に要する経費に対して、民間企業等(以下「補助事業者」という。)が当該経費の一部を助成する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費を補助することにより、もって我が国における特定生活関連サービス業の持続的発展を支援することを目的とします。

1-2. 事業スキーム



補助率:定額

※本公募の対象

補助率:1/2

1-3. 事業内容

補助事業者は本事業の円滑な実施のため、以下の事業を行うものとします。

- (1) 本事業の周知徹底
- (2) 本事業に関する問合せ、意見等への対応
- (3) 補助金交付先のための交付規程、公募要領の策定
- (4) 本事業に関する複数回の公募及び説明会の開催
- (5) 補助金交付先選定のための第三者委員会の選定・委嘱

- (6) 本事業に関する公募の受付
- (7) 電子申請への対応

上記(5)、(6)の事業実施に当たり、補助金申請システム「Jグランツ」を使用し、 電磁的記録による申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請 に対しては原則として、当該申請システムで通知等の業務を行うものとする。

(8) 補助金交付先決定に係る業務

審査、採択手続き等、交付申請書の受理、交付決定通知書の発出等

- (9) 補助金交付先事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続等
- (10) 補助事業者の補助事業期間終了後のフォローアップ業務、成果や課題のとりまとめ
- (11) その他の事業管理に必要となる事項についての対応

1-4. 事業実施期間

交付決定日~令和5年3月31日

1-5. 応募資格

応募資格:次の要件を満たす民間団体等とします。

- ※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。(ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。)
- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分 な管理能力を有していること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤採択者の決定後速やかに採択結果((ア)採択事業者名、(イ)採択金額、(ウ)第三者委員会審査委員の属性、(エ)第三者委員会による審査結果の概要、(オ)全公募参加者の名称及び採点結果(公募参加者名と採点結果の対応関係が分からない形で公表する))を経済産業省ホームページで公表することに同意すること。
- ⑥予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- ⑦予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数: 1件

2-2. 補助率・補助額

定額補助(10/10)とし、1,008,000千円を上限とします。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※交付決定後、事業終了前の支払い(概算払)は、財務省への協議事項とされており、 事前の承認を得られれば可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望す る場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

参考: 概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき必要に応じて現地調査を 行い、支払額を確定します。

また、事業に係る取引先(委託先、外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む)に対しても、同様の現地調査等を実施することがあります。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

なお、本事業においては事業期間中についても、事業期間終了後における支払額の確 定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やかな是正等を目的とし、中間検査を 原則実施します。また、事業に係る取引先(委託先、外注及びそれ以下の委託先、外注 を含む)については必要に応じて確認します。

3-3. 実施体制の把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、交付申請時及び事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、補助事業の一部を第三者に委託している場合については、契約先の事業者(ただし、税込み100万円以上の取引に限る。)の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、業務の範囲及び本事業における委託・外注費率を記述した実施体制資料(※)を添付してください。

(※) 本資料は、交付決定時及び確定検査の際に確認する資料とします。

「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費(借料及び損料を含む)」、「補助人件費(人材派遣も含む)」に係る事業者の掲載は不要です。

第三者の委託先からさらに委託をしている場合(再委託などを行っている場合で、税 込み100万円以上の取引に限る)も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください。

【実施体制資料の記載例】

実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて 示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額 (実績報告書の場合は実績額)、契約内容(業務の範囲)、及び本事業における委託・外注費 率がわかる資料を交付要綱の様式により作成してください。

本事業における委託・外注費率

委託・外注費(注)の契約金額(申請時は見込み、実績報告書時は実績)の総額÷業務管理費における補助金申請額(補助金充当額(実績額))の総額×100により算出した率

(注)「委託・外注費」: 補助事業事務処理マニュアル上の「I. 経理処理のてびき」<主な対象経費項目及びその定義>に記載の経費項目である「II事業費(※)(印刷製本費やその他諸経費(修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など)など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他委託の形式を問わない。)、II委託・外注費」に計上される総額経費※「II事業費」の対象経費は、他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

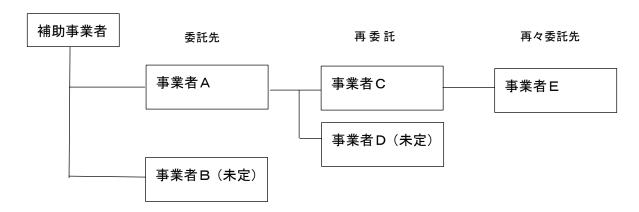
(注)委託・外注費の契約金額は、補助金申請額(見込み)又は補助金充当額(実績額)における金額を合わせること。(税込み100万円未満の取引も算入する。)

%

実施体制(税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。)

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(稅込	業務の範囲
			み)	
事業者A	委託先	東京都〇〇	※算用数字を使	※できる限り詳
		区・・・	用し、円単位で	細に記入のこと
			表記	
事業者B未定	外注先	"	"	"
事業者C	再委託先(事業	"	"	"
	者Aの委託先			
事業者D未定	再委託先(事業	"	"	"
	者Aの委託先			
事業者E	再々委託先(事	"	"	"
	業者Cの委託先			

実施体制図



なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を 経て決定することとします。

※実施体制資料については、交付決定後及び事業期間終了後、経済産業省ホームページで 公表します。不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定すること とします。

【4. 補助対象経費の計上】

4-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

に対象がは異くのう、共体はいには外上のという。		
経費項目	内容	
I. 業務管理費		
人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対	
	する人件費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海	
	外出張に係る経費	
謝金	事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・	
	シンポジウム等えに出席した外部専門家等	
	に対する謝金、講演・原稿の執筆・研 究協	
	力等に対する謝金等)	
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シン	
	ポジウム等に要す る経費(会議借料、機材	
	借料及び茶菓料(お茶代)等)	
広報費	Web サイト、映像制作、メディア掲載等に要	
	する経費	

	T
備品費	事業を行うために必要な物品(ただし、1 年
	以上継続して使用 でき、当該事業のみで使
	用されることが確認できるもの)の購入、
	製造に必要な経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品
	費に属さないもの (ただし、当該事業のみ
	で使用されることが確認できるもの) の購
	入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレッ
	ト、事業成果報告書等の印刷製本に関する経
	費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバ
	イト等)に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他の
	いずれの区分にも属さないもの。原則とし
	て、当該事業のために使用されることが特
	定・確認できるもの
	例)
	-通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話
	料等)
	-光熱水料(電気、水道、ガス。例えば、大
	規模な研究施設等に ついて、専用のメータ
	の検針により当該事業に使用した料金が算
	出できる場合)
	-設備の修繕・保守費
	-翻訳通訳、速記費用
	-文献購入費、法定検査、検定料、特許出願
	関連費用等
一般管理費	事業を行うために必要な経費であって、当該
	事業に要した経費としての抽出、特定が困難
	なものについて、条件に基づいて一定割合の
	支払を認められた間接経費
Ⅲ. 委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの
	又は適当でないものについて、他の事業者に
	委託・外注するために必要な経費(ほかの経
	費項目に含まれるものを除く)
Ⅳ. 事業費	特定生活関連サービス産業によるインバ
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·

- ※委託、外注を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達 は認められません。経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提 示した者等を選定してください。
- ※業務管理費の経費区分のうち、委託・外注費については、他の経費と区分を分けてください。
- ※委託・外注(契約金額100万円未満は除く)を行う場合、業務の実施に要した経費により精算処理(契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみを支払うこと)を行う必要があります。事務局業務において委託・外注に区分される主な業務は次のとおり。
 - 審査
 - ・事業者サポート(説明会、マニュアル、申請サポートセンター、コールセンター)
 - ・システム調達(業務関連システム、広報関連システムの構築、保守)
 - 支払業務(振込業務、交付通知)調査・分析
 - · 広報業務(広告制作)
 - アドバイザリー業務(法律・会計関連)
 - ・その他事務局業務に要する委託・外注
- ※業務管理費及び精算処理の対象業務(委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む)において一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「12.一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定する大規模事業の場合の率(8%)を上限としてください。また、一般管理費の経理処理の実施方法についても同マニュアルに沿って実施してください。

補助事業事務処理マニュアル:

https://www.meti.go.jp/information 2/downloadfiles/2022 hojo manual02.pdf

- ※業務管理費にかかる一般管理費を計上する場合は、交付申請時に計算書類及び計算の 根拠を確認できる資料(決算書の損益計算書等)を提出してください。なお、委託費・ 外注費を一般管理費の対象経費とすることはできません。
- 4-2. 直接経費として計上できない経費
- 建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務 機器等)
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費(ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。)

・その他事業に関係ない経費

4-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下、消費税等という。)が含まれている場合、 交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになり ます。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、 失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の 観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して 補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除 税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の 返還を選択する補助事業者

【5 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【6. その他の注意点】

①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。

- ②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ*1の取組を政府として推進すべく、補助事業者(執行団体等)が行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報(採択日、採択先(交付決定先)、交付決定日、法人番号、交付決定額等)についても、ジービズインフォ*2に原則掲載されることとなります。そのため、補助事業者(執行団体等)は、間接補助事業者に対して補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報がジービズインフォにおいてオープンデータとして公表される旨の周知を行ってください。

なお、ジービズインフォへの掲載に当たり、経済産業省より補助事業者(執行団体等)に対して交付決定等に関する情報の提供を求めることになるため、補助事業者(執行団体等)はその指示に従わなければなりません。

- (※1) オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、 政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に 適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、 インターネットを通じて公開すること。
- (※2) ジービズインフォとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。 本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの 低減、業務の効率化が期待されます。

掲載アドレス: https://info.gbiz.go.jp/

- ④規制改革推進会議行政手続部会の取りまとめ及び総理指示を踏まえ、当省の行政手続コスト(事業者の作業時間)削減にかかる「基本計画」*1における取組を進めるため、特に公募、交付決定時の手続コスト削減に努めてください。
- (※1)経済産業省の基本計画

掲載アドレス:

https://www.meti.go.jp/policy/policy management/gyouseicost/release.html

⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者は、補助金交付等停止期間中は補助金を交付できないため、間接補助事業者を公募する際に、公募要領などの応募資格にその旨を記載してください。

記載例:経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている 者ではないこと。

また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないため(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)、そのために必要な措置を講じてください。

掲載アドレス:http://www.meti.go.jp/information 2/publicoffer/shimeiteishi.html

⑥間接補助事業者を公募する際、公募要領などに事業の実施体制を把握する旨を記載してください。

記載例:事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者(ただし、税込み100万円以上の取引に限る。)の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料(※)を添付してください。

(※) 本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費(借料及び損料を含む)」、「補助人件費(人材派遣も含む)」 は対象外とします。

- ⑦補助事業終了後において間接補助事業者に係る手続き(各種報告、財産処分承認申請等)が発生する場合には、補助事業者(執行団体等)の責任及び負担により実施することになります。
- ⑧間接補助事業者における補助対象経費計上の消費税額の除外については、4-3.(※) 記載と同様に行ってください。
 - (※) 再掲: 4-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税等が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して 補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれが あるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側 が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除 税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者

- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の 返還を選択する補助事業者
- ⑨提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等ついては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。
- ⑩補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

以上